

各部会・分科会からの報告

文化政策部会	1
美術品補償制度部会	2
世界文化遺産・無形文化遺産部会	5
国語分科会	6
著作権分科会	12
文化財分科会	15

文化政策部会における審議状況と今後の主な課題

1. これまでの審議状況

- 平成 27 年 5 月 22 日に閣議決定した「文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－」（第 4 次基本方針）に基づく施策の実施状況や方向性等について議論を行い、今期は合計 5 回にわたる審議を行った。
- 特に、日本版アーツカウンシルの試行的な取組が今年度をもって最終年度となること、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機とした文化プログラムを全国津々浦々で実施していくという状況を踏まえ、文化施策の推進体制の充実に向けて議論を行った。
- また、こうした状況を踏まえ、文化政策部会委員が、地方の文化芸術政策にかかるシンポジウムに参加し、第 4 次基本方針や文化プログラムの推進方策について周知を図るとともに、地方の文化芸術政策の推進に携わる行政職員等と意見交換を行った。

<主な審議事項等>

- (1) 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）に基づく今後の施策展開や方向性について
 - ・文化庁予算の状況と文化プログラムを始めとする文化政策全般について討議
- (2) 文化施策の推進体制の充実について
 - ・日本芸術文化振興会より、日本版アーツカウンシルの試行的取組の取組状況についてヒアリング
 - ・文化芸術活動に対する助成システムの機能充実及び地域の文化施策推進体制の構築について討議

2. 今後の課題

- 政府方針等を踏まえ、文化芸術資源を活用した経済活性化（文化 GDP の拡大）に向けた施策の方向性について審議を行う。
- 文化プログラムの全国津々浦々での推進についての審議を行う。
- その他、「第 4 次基本方針」の実施に当たって、文化芸術振興の諸課題についての審議を行う。

美術品補償制度部会における審議状況と今後の主な課題

1. これまでの審議状況

(1) 第5期美術品補償制度部会における答申状況について

美術品補償制度部会は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号。以下「美術品補償法」という。）第12条第2項の規定により審議会の権限に属せられた事項として、展覧会のために借り受けた美術品の損害を政府が補償する契約（以下「補償契約」という。）を展覧会の主催者と締結することについての適否を審議している。

今期は申請のあった展覧会5件（下表参照）について、補償契約を締結することが適用である旨の答申を行った。

No.	展覧会名	主催者名 (開催施設を除く)	開催施設（開催期間）
1	マルモッタン・モネ美術館所蔵 モネ展 ー「印象、日の出」から「睡蓮」までー	日本テレビ放送網 読売新聞東京本社 BS日本 福岡放送 読売新聞西部本社 読売テレビ放送 読売新聞大阪本社 テレビ新潟放送網	東京都美術館 (平成27年9月19日～12月13日) 福岡市美術館 (平成27年12月22日～平成28年2月21日) 京都市美術館 (平成28年3月1日～平成28年5月8日) 新潟県立近代美術館 (平成28年6月4日～平成28年8月21日)
2	プラド美術館展 ースペイン宮廷 美への情熱ー	読売新聞東京本社	三菱一号館美術館 (平成27年10月10日～平成28年1月31日)
3	特別展 黄金のアフガニスタン ー守りぬかれたシルクロードの秘宝ー	産業経済新聞社東京本社 フジテレビジョン テレビ西日本 西日本新聞社	九州国立博物館 (平成28年1月1日～2月14日) 東京国立博物館 (平成28年4月12日～6月19日)
4	大阪市立美術館開館80周年記念 日本書芸院創立70周年記念 特別展「王羲之から空海へ ー日中の名筆 漢字とかなの競演」	読売新聞大阪本社 日本書芸院	大阪市立美術館 (平成28年4月12日～5月22日)
5	オルセー美術館・オランジュリー美術館所蔵ルノワール展	国立新美術館 日本経済新聞社	国立新美術館 (平成28年4月27日～8月22日)

(2) 美術品補償制度の在り方に関する検討について

- 平成 23 年 6 月に施行された美術品補償法の附則においては、「政府は、この法律の施行後 3 年を目途として、この法律の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と規定されている。
- このため、美術品補償制度部会では、平成 25 年 7 月より、補償契約による政府の補償の範囲を含めた、美術品補償制度の在り方について検討を行い、平成 27 年 7 月 2 日に「審議のまとめ」をとりまとめた。

2. 今後の課題

- 引き続き、補償契約の締結の適否に関する個別審議を行う。
- 上記の「審議のまとめ」における記載内容を踏まえ、美術品補償制度の更なる改善について検討を進める。

文化審議会美術品補償制度部会「審議のまとめ」概要

美術品補償制度の運用状況

- 制度発足以来の適用件数は4年で18件・延べ38回。展覧会開催館の地域別に見ると、東京都での開催回数が16回と最多。18件の展覧会のうち、国立と公立の組合せによる巡回展が9件と最多。
- 通常利用している民間保険会社を利用したい等の理由から、制度が適用できない海外の美術品所有者（以下「海外所有者」という。）が存在。
- 通常損害の自己負担額50億円が引き下げられた場合、「制度を利用したいと思う」と考える美術館・博物館のニーズが存在。

美術品補償制度の創設による効果及び課題

【効果】 ①これまで開催できなかった展覧会の実現，②入場料無料化・軽減をはじめとする国民的利益への還元の実施，③美術館・博物館の設備や運営体制の見直し・安全意識の向上

【課題】 ①制度の適用件数は当初の想定を下回り，必ずしも制度が十分に活用されているとの評価が困難，②制度を適用した展覧会が大都市圏に集中，③申請書類が多く，その提出時期・方法が柔軟さに欠けるとの指摘が多い，④海外所有者への制度の浸透が不十分

今後の対応方策

1. 美術品補償制度に係る課題への対応方策

● 補償範囲について

<補償範囲の見直し>

- ・ 制度の適用件数や，制度適用展覧会が大都市圏に集中していることから，「国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会を支援」という法目的が十分に達成されていると必ずしも評価できない。地方における美術館・博物館が開催する多様な展覧会を支援しているとの評価も困難。（法律の施行の状況）
- ・ 制度創設時と比較して，美術品の評価額水準や保険料水準は大きく変わっているとはいえない状況。（社会経済情勢の変化）
- ・ 申請書類の多さや，海外所有者への制度の浸透が十分でないなど，制度運用面の課題が存在。

→ 今後，制度の運用面において解決すべき課題に速やかに対処しつつ，法の目的である国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を一層支援し，かつ，地方の美術館・博物館における多様な展覧会の開催に資するような制度とするため，部会として，通常損害の自己負担額50億円の引下げを目指すことが必要との認識を委員間で共有。

<引下げに当たっての留意点>

- ・ 民間保険会社の事業の機会を奪うことのないよう，民間保険会社との役割分担に留意
 - ・ 50億円を引き下げた場合，補償金の支払にどのような影響が生じるかについての更なる検討
 - ・ 現在の制度適用に係る要件・基準は維持し，引き続き審査を厳格に行うことが必要
 - ・ 引き続き，国民への利益を還元する取組が行われることが必要
- 適用実績のある施設については，2回目以降の申請においては施設に関する書類の一部の提出を一定期間免除する等，申請書類を簡略化
 - 制度をわかりやすく説明したパンフレットやホームページ等，国内外への広報の充実
 - 申請経験のない美術館・博物館等に対し，説明会の実施等により申請手続を支援
 - 損害が発生した際の運用指針の速やかな策定

2. その他

- 本制度に限らず，美術館・博物館が行う活動へ引き続き支援することが必要
- 展覧会主催者においても，制度を活用しつつ，国民の鑑賞機会の拡大に向け努力することを期待
- 美術館・博物館において美術品の保存・修復を担う専門職員の配置促進や，制度の活用を契機とした美術館・博物館における機能・体制の充実が望まれる

世界文化遺産・無形文化遺産部会における審議状況と今後の主な課題

1. これまでの審議状況

○ 世界文化遺産特別委員会の調査審議について

世界文化遺産・無形文化遺産部会の下に世界文化遺産特別委員会を設置し、世界遺産条約に基づく「世界遺産一覧表」に推薦する候補についての調査審議を行った。世界文化遺産特別委員会の意見を踏まえ、平成27年度については、部会として「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」を選定したほか、「北海道・北東北の縄文遺跡群」、「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」、「百舌鳥・古市古墳群」の準備状況について検討を深める必要がある事項を整理し、推薦準備を進めている関係地方公共団体に伝達を行った。

また、平成25年度に世界遺産登録された「富士山―信仰の対象と芸術の源泉―」について、登録時の世界遺産委員会の指摘事項に従い、保全状況報告書を提出すること及び「紀伊山地の霊場と参詣道」についても、保護の水準を更に引き上げることを目的に、資産範囲の軽微な変更を提案することについて了承した。

平成26年度の推薦案件として了承を行い、その後政府から推薦を行った「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」について、イコモスから推薦内容の見直しを求める中間報告が届き、イコモスからの直接的助言を得ながら推薦書の改定を行うべく、一旦推薦を取り下げることが部会として了承した。政府からは平成28年2月9日に推薦の取下げが行われている。

○ 無形文化遺産特別委員会の調査審議について

世界文化遺産・無形文化遺産部会の下に無形文化遺産特別委員会を設置し、無形文化遺産保護条約に基づく「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に「来訪神：仮面・仮装の神々」を記載すべくユネスコに対して提案することにつき調査審議を行った。その後、部会における調査審議を経て、文化審議会として提案候補とすることが了承された。

本件については、無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議を経て、平成28年3月末までに「来訪神：仮面・課麻生の神々」の提案書がユネスコへ提出される。

2. 今後の課題

○ 引き続き、世界文化遺産条約及び無形文化遺産保護条約の実施に関する事項について調査審議を行う予定。

国語分科会における審議状況と今後の主な課題

1. これまでの審議状況

○ 国語分野：漢字小委員会について

漢字小委員会では、「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」（平成 25 年 2 月）で取り上げられた「常用漢字表の手当てについて」のうち、「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関する指針の作成についてを取り上げ検討し、「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」を取りまとめ、2 月 29 日に国語分科会です承された。

○ 日本語教育分野：日本語教育小委員会について

日本語教育小委員会では、「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（平成 25 年 2 月）で整理した 11 項目の論点のうち、「論点 7 日本語教育のボランティアについて」、「論点 8 日本語教育に関する調査研究の体制について」の二つについて検討、「地域における日本語教育の推進に向けて（報告）－地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について－」を取りまとめ、2 月 29 日に国語分科会です承された。

2. 今後の主な課題

○ 国語分野

「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」（平成 25 年 2 月）において、課題として挙げられたもののうち、「3 言葉遣いについて」、「4 コミュニケーションの在り方について」を中心に検討予定。

○ 日本語教育分野

日本語教育小委員会において、「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」（平成 25 年 2 月）で整理した 11 項目の論点のうち、「論点 5 日本語教育の資格について」、「論点 6 日本語教員の養成・研修について」の二つについて検討予定。

「常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)」 (文化審議会国語分科会)の概要

国語分科会
参考資料 1

漢字の字体・字形に関して生じている問題について、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)の「(付)字体についての解説」の内容をより分かりやすく周知し、解決しようとするもの。

現在、社会で生じている問題

手書き文字(筆写ともいう。以下同様。)と印刷文字(情報機器等の画面上に表示される文字を含む。)との違いが理解されにくくなっている。
例)官公庁、金融機関等の窓口で名前などを記入する際に「令」と書くと、明朝体どおりの形(「令」)に書き直すよう指示される。

文字の細部に必要以上の注意が向けられ、本来であれば問題にならない違いによって、漢字の正誤が決められる傾向が生じている。
例)手書きの楷書では、本来、「木」の縦画はとめても、はねてもよいが、一方だけが正しいといった認識が広がっている。

常用漢字表「字体についての解説」で下記のように説明。しかし、図示が中心で、周知も不十分。
令 - 令 令 木 - 木 木

「常用漢字表の字体・字形に関する指針(報告)」(平成28年2月29日 国語分科会)

- 手書き文字と印刷文字の表し方には、習慣の違いがあり、一方だけが正しいのではない。
- 字の細部に違いがあっても、その漢字の骨組みが同じであれば、誤っているとはみなされない。

構成要素ごとに字形の例を分類し、例示を豊富に

構成要素/例	左のような構成要素を持つ漢字の書き表し方の例			左のような構成要素を持つ漢字の例																
木	木	木	机	◇ 上記を含め、同様に考えることができる漢字の例	案	榮	桜	横	果	課	械	楽	株	机	機	休	橋	業	極	検
禾	委	委	積	木	権	校	構	困	根	査	採	菜	材	札	殺	雑	枝	朱	樹	集
牛	特	特	牧		床	松	条	乘	植	深	森	新	親	染	相	巢	想	操	村	体
糸	糸	糸	絹		探	築	柱	梅	箱	板	標	保	棒	木	枚	本	模	葉	葉	様
小	鼎	鼎	少		来	林	歴	など												

Q&Aによる分かりやすく親しみやすい説明

Q42「令」や「鈴」を手書きの楷書でどう書くか ある金融機関の窓口で書類に記入する際に「令」を小学校で習った形(「令」)で書いたら、明朝体と同じ形に書き直すよう言われました。そうする必要があったのでしょうか。

A 本来であれば、書き直す必要のないものです。印刷文字に見慣れてしまったため、手書きでは「令」と書く習慣があることが理解されにくくなっているのでしょう。

「字体についての解説」にもこの書き方が例示されています。これは、手書き文字の字形と印刷文字の字形のそれぞれの習慣に基づく字形の相違であり、別の字ではありません。

手書きの楷書によく見られる「令」と明朝体の「令」との間には字形の差があるものの、同じ字体であるとみなされてきました。なお、「令」のように手書きしてもかまいません。

また、質問のとおり、小学校ではこの漢字を「令」の字形で学習しています。その字形が社会で通用しない場合があるというのは、情報機器の普及等によって印刷された文字を見る機会の方が多くなっているからであろうと考えられます。本来、印刷文字の形のとおり手書きする必要はなく、このことは、社会全体で共有される必要があります。



常用漢字表2,136字全て、印刷文字と手書き文字のバリエーションを例示

2086	類	ルイ	4	類	類	類	類	類	類	類	類	など
2087	令	レイ	4	令	令	令	令	令	令	令	令	など
2088	礼	レイ	3	礼	礼	礼	礼	礼	礼	礼	礼	など

番号以下、左から常用漢字表の掲出字体、代表音訓、配当学年(小学校)、字形差のある明朝体、ゴシック体、UD体、教科書体、手書き文字の例

「字体」、「字形」等の用語について

字体

文字を文字として成り立たせている骨組みのこと。同じ文字としてみなすことができる無数の字の形それぞれから抜き出せる、形の上での共通した特徴とも言える。書かれた又は印刷された文字が、社会的に通用するかどうかは、その文字にその文字としての字体が認められるかによって決まる。文字の細部に違いがあっても、字体の枠組みから外れていなければ、その文字として認められる。

字形

字体が具現化され、実際に表された一つ一つの字の形のこと。字形は、手書きされた文字の数だけ、印刷文字の種類だけ、存在するとも言える。字体は、様々な字形として具現化する。

字種

同じ読み方、同じ意味で使われる漢字の集まり(グループ)を指す常用漢字表の用語。「桜／櫻」、「学／學」、「竜／龍」、「島／嶋／鳶」などは、それぞれ同じ字種である。

書体

文字に施される、形に関する特徴や様式の体系のこと。印刷文字には、明朝体、ゴシック体、教科書体など、歴史的には、篆書、隸書、草書、行書、楷書などの書体がある。

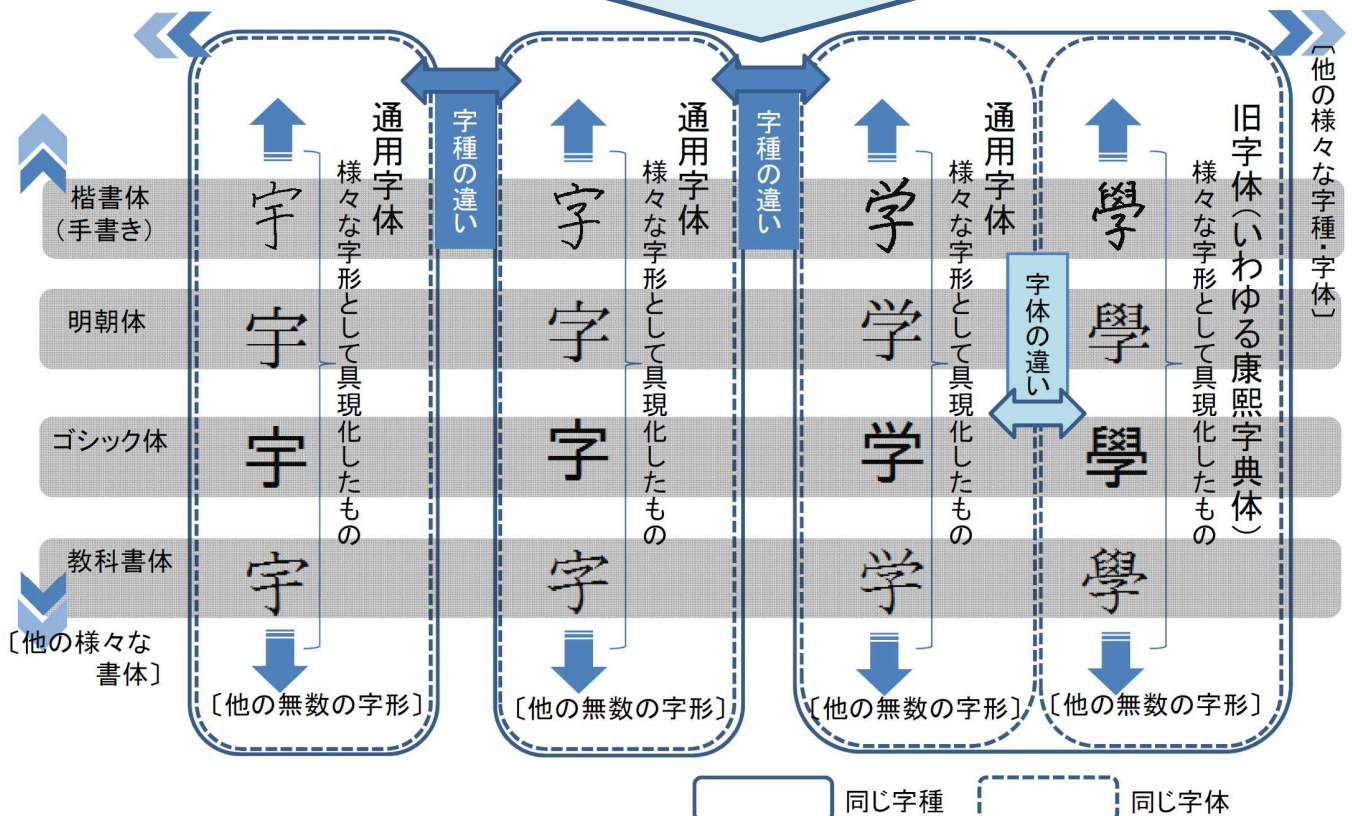
通用字体

一般の社会生活において最も広く用いられ、今後とも広く用いられることが望まれる字体として、常用漢字表がそれぞれの字種を示すに当たって採用し、現代の漢字の目安としているもの。

いわゆる康熙字典体

一般的に旧字体などと言われるものを常用漢字表では「いわゆる康熙字典体」と呼ぶ。「康熙字典」は18世紀のはじめに、中国の康熙帝の命によって編まれ、現在の辞書類の規範となっているもの。

上記各用語の関係



※ 原則として、字種が違っていれば字体及び字形も異なり、字体が違っていれば字形も異なる。

学校教育における漢字指導の在り方について

参議院文教科科学委員会
(平成28年3月10日(木))
議事要旨(抄)(文部科学省作成)

○赤池誠章議員

2月29日に、文化庁が「常用漢字表の字体・字形に関する指針」報告書を出して、手書きの際は、「木」の例えば縦画はとめてもはねてもどっちでもいいとか、「天」という字、二本の横画は、上下どちらが長くても誤りではないとか、例えば、命令の「令」の字っていうのは、活字体といわゆる手書きが違う。当然、教科書は、手書きに沿って、わざわざ教科書会社が手書きに沿って令の字を作っているにも関わらず、そのことを無視したような形で、相当教育に踏み込んだ形で、それは関係ないと言いながら、あれだけ公表すると、テレビ・新聞に載ると、教育現場が混乱をして、保護者の方々からも懸念の声が上がっているんですが、これ一体どういうことなのか。

○馳浩文部科学大臣

今回、報告された「常用漢字表の字体・字形に関する指針(案)」は、従前からの「常用漢字表」の考え方に沿って、字形の例示の充実を図ったものであります。また、学校教育における漢字指導については、「常用漢字表」及びこの指針(案)において、「別途の教育上の適切な措置に委ねる」とされているところであります。

そのため、今回の指針(案)によって、これまでの学校教育における漢字指導の考え方が変更されるものではありません。

すなわち、学校教育における漢字指導の際には、児童の学習に混乱が生じないように、従来どおり、いわゆる教科書体を標準として指導を行うことを求めていることとしております。

特に小学校段階では、学習指導要領において、書写の指導の際に、「点画の長短や方向、接し方や交わり方などに注意して、筆順に従って文字を正しく書くこと」等とされており、漢字の読み書きの指導と書写の指導とが一体となって行われている実態があることも十分に踏まえる必要があります。

一方、児童生徒の書く文字を評価する際には、従来から、「常用漢字表」の考え方を踏まえた柔軟な評価をするように促してきたところではありますが、文字を一点一画、丁寧に書く指導が行われる場合など指導の場面や状況に応じて、指導した字形に沿った評価が行われる場合もあることは勿論であります。

文部科学省としては、引き続き、児童生徒が、標準的な字体による漢字習得を通じて、生涯にわたる漢字学習の基礎を培うとともに、将来の社会生活における円滑な漢字運用の能力を身に付けていくことができるように、取り組んでまいりたいと思います。

○赤池誠章議員

大臣おっしゃったように、基本があって応用ですから、基本が大事ということで、その辺は変わらないということを明確に言っていただきましたので、引き続きしっかり指導の方よろしく願いいたします。

※国会中継をもとに文部科学省において作成

地域における日本語教育の推進に向けて(報告)概要

一 地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について

1. はじめに～日本語教育小委員会における審議の経緯について～

- 「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について(報告)」(平成25年2月)において日本語教育を推進する上での課題を11に整理。このうち、論点7, 論点8について議論。
- 論点7「日本語教育のボランティアについて」は、地域の日本語教育の実施体制についての考え方や体制の構築事例について検討。参考となる取組事例を、「つながる」、「つくる」、「広げる」の三つのキーワードと六つのポイントで提示。
- 論点8「日本語教育の調査研究の体制について」は、地方公共団体等との連携・協力により、日本語教育を必要とする外国人数や日本語学習環境などの基礎的なデータを把握する方策を検討。日本語教育に関する調査の共通利用項目を提示。

2. 地域における日本語教育の実施体制について

【2. 1 外国人の受入れ施策の状況】

- 入管法改正以降、外国人数は約100万人から210万人へ、日本語学習者も6万人から17万人へ増加。
- 人口減少が進む中、各方面において外国人材の受入れが促進。外国人受入状況等に応じた日本語教育の一層の充実が重要。

【2. 2 地域における日本語教育の現状と課題】

- 日本語教室は外国人数の増と共に増加し、来日・滞日目的、出身、属性、日本語学習ニーズも多様化。
- 日本語教育は、日本語習得だけでなく、地域住民との交流、外国人の社会参加など幅広い役割を果たしている。
- 外国人が500人以下の地方公共団体のうち日本語教室が開設されていないところは86%、100人以下の場合は93.5%以上。(市区町村)
- 日本語教室が設置されている市区町村は617で全体の3割強、自ら日本語教室を設置している地区町村は213で1割強にすぎない。
- 地方公共団体自らが設置している日本語教室指導者の約90%はボランティア。予算不足、高齢化などにより人材確保が課題。
- 外国人が500人以下、人口が5万人以下の地方公共団体は日本語教室の開設率が低く、限られた資源の活用による実施体制の整備が課題。(都道府県)
- 都道府県により状況に差があり、①ニーズの把握やニーズに沿った学習機会の提供が不十分、②域内における日本語学習機会の格差、③人材の確保、内容の質の担保などの人材養成が重要な課題。
- (国)
- 中核的な人材育成のため、地域日本語教育コーディネーター研修等を実施。参加地域の偏りが課題。
- 「生活者としての外国人」のための日本語教育事業については、日本語教育のノウハウに乏しい地方公共団体が申請しにくい仕組みが課題。また、既の実施している団体の財政的な自律に向けた取組が求められる。

2. 地域における日本語教育の実施体制について

【2. 3 地域における日本語教育の実施体制の考え方について】

(市区町村)

- 新たに日本語教育事業を実施するに当たり、外国人のニーズ把握や住民の理解を得ることが重要。
- 事業の予算化、指導者やコーディネーターの配置に努め、人材不足の原因等を整理した上で、指導者育成等人材確保を行う必要。
- 一方、日本語教室は外国人の地域社会との接点となり、コミュニティやセーフティネットの役割を担っているとも言え、地域の実情を勘案しながら大学や日本語教育機関、事業者、近隣地方公共団体が連携・協働して日本語教育を実施することが必要。

(都道府県)

- 市区町村と協力して域内の日本語教育のニーズの把握に努め、日本語教育未実施の市区町村へ専門家派遣、人材養成、財政支援等を行うことが望まれる。
- (文化庁)
- 日本語教育施策の重要性等について、国民一般の理解を得ることが必要。人材育成の研修は開催地、開催内容等を見直す必要。
- 新たに日本語教育に取り組む市町村に対しアドバイザー派遣などの支援の枠組みを設けるべき。実施団体に對し、自律的に日本語教育活動を継続することを促す仕組みを検討すべき。

【2. 4 日本語教育の実施体制のポイント】

- 4.4の事例の実施体制について、つながら、つくる、ひろげるの三つのキーワードと六つのポイントで紹介。

3. 日本語教育に関する調査の共通利用項目について

【3. 1 共通利用項目の作成の観点、活用方法について】

- 外国人を対象とした日本語能力や学習経験などに関する調査は、対象者を捕捉する手法の問題や予算の確保が難しいため実施困難。都道府県や市町村の調査は、それぞれ調査項目などが異なるため、地域間の比較や全国的な傾向の把握を行うことが困難。
- そのため、地域間の比較や全国的な傾向の把握が行えるよう、「日本語教育に関する調査の共通利用項目」を作成。
- 文化庁は、定期的に各都道府県、政令指定都市等における調査研究の実施状況等について情報収集し、日本語教育コンテンツ共有システムに掲載・発信するとともに、調査結果の分析を行い、日本語教育施策の企画立案に活用する。

【3. 2 共通利用項目について】

(外国人の属性等に関する項目)

問1 性別 問2 年齢 問3 出身国・地域 問4 在留資格 問5 日本の在留年数 問6 滞在予定年数 問7 仕事の有無

(日本語学習に関する項目)

※問1 日本語学習経験の有無 問2 現在の日本語学習の有無 問3 日本語学習の方法 問4 日本語学習の目的 問5 日本語学習の希望の有無 問6 日本語を学んでいない理由 ※問7 どのような環境であれば日本語を学ぶか ※問8 どのような時に日本語を使うか 問9 日本語で困った時はどのような場面か

(日本語能力に関する項目)

問1 日本語がどのくらいできるか〔聞く〕,〔話す〕,〔読む〕,〔書く〕 ※問 生活場面でのどの程度日本語ができるか

4. 終わりに

- 人口減少社会で外国人材の活用が進む中、日本語教育は、外国人の生活や社会参加を支えるだけでなく、経済面、国際交流、文化交流の面においても我が国の行く末を担う大きな役割を担う。
- 地域における日本語教育の実施に当たっては、国と都道府県、市区町村が役割分担しながら連携協力することが重要。
- 「日本語指導者」や「ボランティア」の役割は多様で、求められる資質や能力も様々。今後、それぞれの取組に携わる人材に求められる資質・能力について整理し、対策を検討することが必要。

著作権分科会における審議状況と今後の主な課題

1. これまでの審議状況

○ 平成27年6月に「法制・基本問題小委員会」、「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」及び「国際小委員会」を設置した。

○ 「法制・基本問題小委員会」における審議状況について

(1) 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応

平成27年10月にTPP協定が大筋合意に至ったことを受け、小委員会においても同年11月より検討を開始し、集中的に審議を行った。11月には21の関係団体からの意見聴取を行った上で審議を行い、協定締結に必要な制度改正事項の内容及び影響に照らし講じるべき措置に関する基本的な方向性を整理した「TPP協定（著作権関係）への対応に関する基本的な考え方」を取りまとめた。その後、これを受けて更に具体的な制度整備の在り方等について議論を行い、報告書を取りまとめた。

報告書においては、TPP協定に伴い制度整備を要する事項として、

- ①著作物等の保護期間の延長
- ②著作権等侵害罪の一部非親告罪化
- ③アクセスコントロールの回避等に関する措置
- ④配信音源の二次使用に対する使用料請求権の付与
- ⑤損害賠償に関する規定の見直し

に関する著作権法上の制度整備の在り方について提言を行った。また、施行日やTPP協定を契機として検討すべき措置等についても提言を行った。

(2) 教育の情報化の推進

昨年度実施した我が国のICT活用教育に係る著作物等の利用実態等に関する調査研究の結果を踏まえ、小委員会において、教育関係者・権利者団体からの意見聴取を行った上で、ICT活用教育の推進に向けた著作権制度の在り方等について検討を行った。

教育関係者から、権利者の許諾を得るための手続上の負担が大きいこと等を理由として、

- ①授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送信する際の著作物の利用円滑化
- ②教育目的で教員や教育機関の間で教材等を共有する際の著作物の利用円滑化
- ③MOOCのような一般人向け公開講座における著作物の利用円滑化

について要望があり、これらの利用に関する権利制限規定による対応の是非等について検討を行った。

このうち、授業の過程における著作物等の送信に関しては、権利制限規定により対応することにおおむね肯定的な意見が示されたところである。今後は、現在関係者間において行われている法の適切な運用に向けた協議の状況を注視しつつ、更に検討を進める。

(3) 盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約（仮称）への対応等

昨期の小委員会では、権利者団体及び障害者団体の間で意見集約に向けた取組を行った上で、改めて小委員会で検討を行うこととされた。

現在、文化庁によるコーディネートの下、権利者団体及び障害者団体による意見集約に向けた取組が継続的に行われているところ。この取組を引き続き注視するとともに、その結果を踏まえて改めて法制・基本問題小委員会において検討を行う。

(4) 著作物等のアーカイブ化の促進

昨期の小委員会において対応の方向性が示されたところ。

今期はこれを受け、文化庁において以下のような取組が進められている旨の報告がなされた。具体的には、所蔵資料を保存のため必要がある場合に複製が行える施設の範囲について、平成27年6月に、いわゆる登録博物館又は博物館相当施設であって非営利の法人により設置されたものが包括的に指定され、その範囲が拡充された。また、本年2月には権利者不明等の場合の裁定制度について、権利者検索のために必要な要件の一部が緩和された。この他、アーカイブ機関における美術の著作物や写真の著作物の利活用に係る権利制限規定の見直しについての関係者からの意見聴取や、権利処理の円滑化のための調査研究が実施されている。

(5) 新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定やライセンス体制等の在り方

デジタル・ネットワークの発達に伴い、著作物等を利用したサービスを創出し発展させるためのニーズが新たに生じている状況を踏まえ、これらの課題を集中的に検討する場として、平成27年7月、法制・基本問題小委員会の下に「新たな時代のニーズに的確に対応した制度等の整備に関するワーキングチーム」を設置して検討を開始した。

今期のワーキングチームでは、国民から寄せられた著作物等の利用に関する幅広いニーズを基に、課題の整理及び優先順位付けを行うとともに、優先的に検討すると整理された新産業創出環境の形成に関わるニーズについては、ニーズ提出者からの意見聴取も踏まえて、権利制限規定による対応の是非について議論を行った。その結果、一定のサービスに係るものについて、権利制限規定により対応する正当化根拠となりうる社会的意義について肯定的な意見が示されたところである。

今後は権利者団体の意見も聴取しつつ、権利制限規定による対応が適切と考えられるニーズの輪郭を明らかにした上で、規定の柔軟性の内容や程度を含め、具体的な制度設計の在り方を検討する。

○ 「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」における審議状況について

(1) クリエーターへの適切な対価還元に係る課題

昨期の議論に継続して、利用者団体及び権利者団体からクリエイターへの適切な対価還元に関するヒアリングを行い、これまでの議論を踏まえた意見交換を行った。

今後、①私的録音録画に係るクリエイターへの対価還元についての現状、②補償すべき範囲、③対価還元の手段について、主に議論を行うべきと整理した。これらの論点に沿って、対価還元についての現状を踏まえ、更に検討を行う。

(2) クラウドサービス等に係る円滑なライセンス体制の構築に係る課題

昨期の「クラウドサービス等と著作権に関する報告書」の提言を踏まえ、現在、音楽関係権利者3団体において、「音楽集中管理センター」(仮称)の設立に向けた準備が進められており、引き続き積極的な取組が期待される。

○ 「国際小委員会」における審議状況について

(1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

インドネシアにおける著作権侵害実態調査の結果や侵害発生国・地域における海賊行為への政府の取組や関係業界における取組等について報告が行われた。

今後、TPP協定の発効に伴い、関係国への日本コンテンツの輸出増が期待され、また、関係国における侵害対策の強化が見込まれることを踏まえ、国境を越えた海賊行為に対応していく必要があるとされた。

(2) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

WIPOの著作権等常設委員会(SCCR)における、放送条約に関する議論、及び権利の制限と例外に関する議論の動向等について報告が行われた。

放送条約については、各国における議論の動向やSCCRにおける他の議題との関係性も踏まえながら、積極的に対応していくべきであるとされた。また、権利の制限と例外の議論については、引き続き、スリーステップテストの考え方を踏まえ、適切な議論を行うことが必要であるとの方針を維持すべきであるとされた。

(3) 著作権分野における国際的な課題や論点の整理

著作権制度を巡る国際的な動向を把握するため、有識者からヒアリングを行った。

○ これらのほか、「使用料部会」において、平成27年度の教科用図書等掲載補償金等について審議を行った。

2. 今後の課題

○ 上記の課題のうち、引き続き検討が必要とされた課題を含め、著作権制度に関する諸課題について、今後も検討を行う予定。

文化財分科会における審議状況と今後の主な課題

1. これまでの審議状況

○第15期文化審議会文化財分科会における答申状況

第15期文化審議会文化財分科会（平成27年3月～）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第153条の規定による審議会の権限に属する事項として、国宝・重要文化財の指定等、登録文化財の登録等、及び現状変更の許可等について調査審議を行い、下表のとおり2,529件の答申を得た。

指定・選定等	182件
国宝・重要文化財（建造物）の指定等 <small>まつ え じようてんしゆ</small> ・松江城天守 等	23件
国宝・重要文化財（美術工芸品）の指定等 <small>し ほんきん じ ちやくしよくらくちゆうらくがい ず いわさかつもちひつ</small> ・紙本金地著色洛中洛外図 岩佐勝以筆 等 <small>ろくきよくびようぶ</small> 六曲屏風	59件
重要無形文化財の指定及び保持者の認定 <small>きようまい かんぜ みちこ いのうえ やちよ</small> ・京舞 観世 三千子（芸名 井上 八千代） 等	4件
重要有形民俗文化財の指定 <small>はん だ す じようぞうようぐ</small> ・半田の酢醸造用具	1件
重要無形民俗文化財の指定 <small>おお つ まつり ひきやまぎようじ</small> ・大津祭の曳山行事 等	6件
史跡名勝天然記念物の指定 <small>にしやま ごてんあと せいざんそう</small> ・西山御殿跡（西山荘） 等	82件
重要文化的景観の選定 <small>さ ど あいかわ こうざん こうざんまち</small> ・佐渡相川の鉾山及び鉾山町の文化的景観 等	4件
重要伝統的建造物群保存地区の選定 <small>こうしゆうし えんざんしも お だ わらかみじよう</small> ・甲州市塩山下小田原上条伝統的建造物群保存地区	1件
選定保存技術の選定及び保持者・保存団体の認定 <small>ひようぐようて すきわし う だ がみ せいさく ふくにし まさゆき</small> ・表具用手漉和紙（宇陀紙）製作 福西 正行 等	2件

登録・記録選択等	559件
登録有形文化財（建造物）の登録 しょうじょうこうじほんどう ・清浄光寺本堂 等	518件
登録有形文化財（建造物）の抹消 のぎじんじやしやむしよ ・乃木神社社務所 等	24件
登録有形民俗文化財の登録 あげお つみた はたさくようぐ ・上尾の摘田・畑作用具 等	6件
登録記念物の登録 しちりいわ ・七里岩 等	6件
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択 く に いりやま まいく ぎじゆつ ・六合入山のネドフミとスゲ細工の技術 等	5件
現状変更等	1,788件
国宝・重要文化財（建造物）の現状変更の許可	18件
国宝・重要文化財（美術工芸品）の現状変更の許可	2件
史跡名勝天然記念物の現状変更の許可等	1,760件
重要文化財（美術工芸品）の買取り	7件
重要美術品の認定の取消し	1件

2. 今後の課題

- 来期も引き続き、国宝・重要文化財の指定等に係る調査審議を行う。

○国宝（美術工芸品）の指定

しほんきんじちやくしよくらくちゆうらくがいず
紙本金地著色洛中洛外図

いわさかつもちひつ
岩佐勝以筆

ろくきよくびょうぶ
六曲屏風

そう
一双

【所有者】

独立行政法人国立文化財機構 東京国立博物館（東京都台東区）

本件は、江戸時代初期に活躍し、浮世絵の祖と言われる岩佐勝以いわさかつもちによる代表作である。六曲一双の画面に、おおむね東山から下京しもぎょう辺りの景観が左右隻連続して描かれており、中世から近世へ移行する過渡期の洛中洛外図として独特の構成を示す。また、人々の様子は大変密度の高い描写で生き生きと表現され、近世初期風俗画の到達点と評価できる作品である。

近年、洛中洛外図や岩佐勝以に関する研究が進展し、それらの研究成果を反映した展覧会も数多く開催され、この作品の文化史的、美術史的重要性が再確認されているため、国宝に指定する。

（江戸時代）



○史跡名勝天然記念物の指定

にしやま ごてんあと せいざんそう 西山御殿跡（西山荘）

【所在地】

茨城県常陸太田市

西山御殿跡（西山荘）は、水戸藩2代藩主徳川光圀とくがわみつくにが隠居した後に居住した邸宅跡である。関東平野最北の谷津の最深部付近に位置する。光圀は寛文元年（1661）に藩主となり、『大日本史』の編纂を始めたことで知られる。元禄3年（1690）に隠居を許され、その後この地に移り住み、茅葺かやぶきに土壁の簡素な建物に居住した。郷の入口に架けた橋を自ら「桃源橋とうげんきょう」と名付けたことから、光圀がここを理想郷と考えていたことがうかがえる。光圀は御殿の周辺の山に鹿を、田に鶴を放ち、薬効のある草木を多数植えた。御殿での光圀は「西山隠士せいざんいんし」などと称し、領内の巡検や、文化事業に取り組む一方、『大日本史』の校閲などの作業を行った。

光圀の死後建物は解体されたが、享保元年（1716）に再建された。この建物は文化14年（1817）に焼失したものの、文政2年（1819）に光圀居住時の三分の一の規模で忠実に再現されて残っており、敷地全体は現在「西山荘」と呼ばれている。御殿の周囲には2つの池、滝、遙拝石ようはいせき、突上御門つきあげごもんなどを備えた庭園があり、また紀伊徳川家より贈られたという熊野杉の木立がそびえる。

このように、光圀が理想とした景観が今日までよく残されているとともに、『大日本史』を自ら校閲した記念碑的な場所として重要である。



西山御殿跡（西山荘） 御殿全景

○重要無形文化財の指定

重要無形文化財「京舞」^{きょうまい}保持者 観世^{かんぜ} 三千子^{みちこ}（芸名^{いのうえ} 井上^や 八千代^{ちよ}）

京舞は、主に座敷舞として発展した京阪における舞踊のひとつで、京都祇園に根ざした井上流によって伝承されている。京舞井上流は江戸時代後期に初世井上八千代が基礎を築き、品格高い舞の要素に、能楽や人形浄瑠璃文楽からの題材や所作も加わって継承され、現在に至る。女性により伝えられてきた舞であり、その表現は柔らかな中にも鋭敏で直線的な所作が含まれるなど、極めて特徴的な技法がみられる。また舞台などの広い空間でも舞われてきたことから、多人数による大がかりな演目も伝承され、音^{おん}曲^{ぎょく}面でも地歌^{ぎだゆうぶし}や義太夫節^{ながうた}を中心に、一^{いつ}中^{ちゆう}節^{ぶし}などを地とする多彩豊富な演目が伝えられる。井上流による京舞は、明治初年以降、長年にわたり「都をどり」の振付、指導を担うなど京都に確固たる伝承基盤を築き、我が国の文化に不可欠な地位を占めている。

京舞は、我が国の芸能史上特に重要な地位を占め、芸術上特に価値が高く、京阪を代表する舞踊のひとつとして重要なものである。

同人の特徴は、伝統的な京舞の技法を高度に体現し、卓抜した技量によって積極的な舞台活動を展開するとともに、京舞井上流五世家元として流派を牽引するのみならず、^{しかい}斯界の要職にあってその振興及び後進の指導・育成にも尽力している。



観世 三千子（井上 八千代 氏）